

平成 31 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案（別冊）

奈良市

目 次

奈良市議案第 55 号	奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設 条例の一部改正について……………	1
-------------	---	---

奈良市下水道条例及び奈良市農業集落 排水処理施設条例の一部改正について

奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市下水道条例及び奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
(奈良市下水道条例の一部改正)

第1条 奈良市下水道条例(昭和51年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「額は」の次に「、1月につき150円の基本使用料に」を、「定める額」の次に「を加えて得た額」を加え、同項各号中「よつて定める」を「応じて算定する」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の表を次のように改める。

排水区分 使用料区分	一般排水		中間排水	特定排水	一時排水
	共同浴場及び 公衆浴場	その他			
水量使用料(汚水排出量 1立方メートルにつき)	69円	124円	179円	227円	130円

第18条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、前条の規定により管理者の許可を受けて一時的に公共下水道を使用して汚水を排除する場合の使用料の額は、当該排除された汚水(以下「一時排水」という。)の水量使用料の額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第18条の次に次の1条を加える。

(基本使用料の額の特例)

第18条の2 月の15日までに公共下水道の使用を休止し、若しくは廃止したとき又は月の16日以降において使用を開始し、若しくは再開したときの基本使用料の額は、前条第2項の基本使用料の額の2分の1の額とする。

2 次条第1項第1号に該当する場合において、奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号。以下「給水条例」という。）第26条第3項の規定が適用されるときの基本使用料の額は、前条第2項の基本使用料の額に水道水（給水条例に基づき給水される水をいう。以下同じ。）を使用する戸数を乗じて得た額とする。

第19条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「（奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）に基づき給水される水をいう。以下同じ。）」を削り、同項第3号中「第17条の規定により許可を受けて一時的に公共下水道を使用した」を「一時排水を排除した」に改める。

第21条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「奈良市水道事業給水条例」を「給水条例」に改め、同条第2項中「第17条の規定により許可を受けて下水を排除して、一時的に公共下水道を使用する」を「一時排水を排除する」に、「水量使用料」を「使用料」に改め、同条第3項中「一時的に公共下水道を使用する」を「一時排水を排除する」に改める。

(奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

(排水処理施設の一時的)

第12条の2 土木又は建築に関する工事の施行に伴う汚水を排除するため一時的に排水処理施設を使用しようとする者その他汚水を排除して一時的に排水処理施設を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

第16条第2項中「額は」の次に「、1月につき150円の基本使用料に」を加え、「金額に」を「金額を加えて得た額に」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第12条の2の規定により管理者の許可を受けて一時的に排水処理施設を使用する場合の使用料の額については、奈良市下水道条例第18条第3項の規定の例による。

第16条の次に次の1条を加える。

(基本使用料の額の特例)

第16条の2 月の15日までに排水処理施設の使用を休止し、若しくは廃止したとき又は月の16日以降において使用を開始し、若しくは再開したときの基本使用料の額は、前条第2項の基本使用料の額の2分の1の額とする。

2 第18条第1項第1号に該当する場合において、奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号。以下「給水条例」という。）第26条第3項の規定が適用されるときの基本使用料の額は、前条第2項の基本使用料の額に水道水（給水条例に基づき給水される水をいう。以下同じ。）を使用する戸数を乗じて得た額とする。

第18条第1項第1号中「（奈良市水道事業給水条例（昭和33年奈良市条例第14号）に基づき給水される水をいう。以下同じ。）」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第12条の2の規定により許可を受けて一時的に排水処理施設を使用した場合の汚水排出量は、当該工事の内容、汚水の排除の方法その他の態様を勘案して、管理者が認定する。

第19条第1号中「奈良市水道事業給水条例」を「給水条例」に改め、同条第2号中「前条第1項第2号又は第3号」を「前条第1項第2号、第3号又は第4号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、第12条の2の規定により管理者の許可を受けて一時的に排水処理施設を使用する場合の使用料の徴収方法等については、奈良市下水道条例第21条第2項及び第3項の規定の例による。

第25条中「次の」の次に「各号の」を加え、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第12条の2の規定による許可を受けないで一時的に排水処理施設を使用した者別表中「108円」を「124円」に、「156円」を「179円」に、「198円」を「227円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の奈良市下水道条例第18条第2項から第4項まで及び第18条の2の規定並びに第2条の規定による改正後の奈良市農業集落排水処理施設条例第16条第2項及び第3項、第16条の2並びに別表の規定は、平成32年5月分以後の分として徴収する使用料について適用し、同年4月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化を図るため、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の単価を引き上げるほか、基本使用料の区分の新設その他所要の規定の整備を行おうとするものである。